

熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧

資料10
令和3年(2021年)2月17日
障がい者自立支援協議会

委員提案内容				令和3年1月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度		検討の方向性(委員提案)	編・章・施策の方向性・具体的取組				
委託相談支援事業所 基幹相談支援センター設置	基幹相談支援センター設置	・基幹相談支援センターの設置要否について議論が必要。 ・委託相談支援事業所、特定相談支援事業所の中心となる熊本市に必要な基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。	H27-28	・基幹相談支援センターについては早々にはなく、3年後の再公募の時期辺りに合わせ必要性について検討してはどうか。 ・協議会にて、他県の基幹相談支援センターの情報を収集し、熊本市では、どのような機能を求めるのか議論する。	平成30年度から令和2年度までの熊本市障がい者相談支援事業業務委託の公募に向けた検討と併せて、基幹相談支援センターの設置について自立支援協議会等で協議を行ってきたところです。 <u>令和3年度より障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置づけて、地域における困難ケースへの対応等、地域の相談体制の充実を図っていく。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施予定
地域生活支援拠点整備	地域生活支援拠点の具体的構想についての検討	いわゆる8050問題、老障介護の問題の解消のためには、地域生活支援拠点が必要であり、令和2年度末までに整備するという計画となっているが、緊急時の受け入れ体制や、いざという時のためのお試しのグループホーム利用など、どこまで検討が進んでいるのか。	R1	・受入可能とされている事業所がいざという時に本当に受け入れられるのか。 ・委託の障がい者相談支援センターに体力は残っているのか。 ・8050問題や、虐待事例に隠れた要支援予備軍をどう見つけ出して福祉に繋げていくのか、要支援者名簿の見直しから始めていく必要があるのではないか。	緊急時の受入先やグループホーム等の体験の場については、 <u>令和2年度中に方向性を決定し、地域生活支援拠点の整備の取り組みを進めていくことにしている。具体的には各区に受入協力が可能な施設を確保し、受入調整を行っていくことにしている。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(1)施設等から地域生活への移支援	①地域生活支援拠点等の整備	実施予定
	地域生活支援拠点に必要なショートステイ拡充に関する検討	面的整備を基本とする熊本市のプランでは、今後ショートステイの拡充が不可欠であると考え。現在のショートステイ事業所は予約がいっぱいで、土日利用は特に難しい状況にある。まず、ショートステイの利用状況と、希望者、利用者からアンケートなどにより、熊本市の状況を確認したい。	H29	これを手始めに、調査結果をもとに面的支援では他にも何が足りないかを考えていく必要があると思う。	今後、地域生活支援拠点整備を進めていくにあたり、 <u>短期入所の利用状況やニーズを確認するための調査が必要であると考えており、その結果をもとに緊急時の受入体制の確保のための方策について、今後検討を進めていく。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(1)施設等から地域生活への移支援	①地域生活支援拠点等の整備	実施予定

委員提案内容				令和3年1月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度		検討の方向性(委員提案)	編・章・施策の方向性・具体的取組				
高齢障がい者に対する支援	障がい者と親の高齢化対策	本人の高齢化と併せて親の高齢化の対策が必要。親子で我が家において、どこかのサービスも利用していない方が、増えてきている。早急な対策が必要である。	H27-28	将来を見据えた、障害者施設の整備、高齢施設との連携の検討を図る。	地域共生社会への移行を見据え、相談支援事業所等が地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携し、地域において必要な支援が行き届いていない障がい者に対する支援をより充実させる必要がある。 <u>令和3年度より障がい者相談支援センターに地域支援員を配置し、地域の関係機関のネットワークづくりや連携を円滑にし、支援体制を構築していくことにしている。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施予定
	高齢化する障がい者対策(65歳問題)	・原則65歳になったら介護保険のサービスが優先され、利用料も発生する。 ・障がい者の65歳問題を含め、総合支援法と介護保険の制度の中で高齢の障がい者をどのように支えていくか、課題の整理と支えるためのシステムづくりが必要。	H27-28	各事業所の高齢化の実態・課題等調査。また、総合支援法と介護保険による高齢者を支える仕組みづくり。	介護保険制度との適用関係については、国の通知に基づき運用がなされているところであるが、スムーズな移行に努めていく。 また、障害者総合支援法の3年後の見直しにより、平成30年度から介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する制度(新高額障害福祉サービス等給付費)が設けられている。現在、受付・支払いに向けて国の通知を確認しつつ、国保連等と協議をおこない、支払いに向けての準備を行っているところである。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施予定

委員提案内容				令和3年1月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度		検討の方向性(委員提案)	編・章・施策の方向性・具体的取組				
障害福祉サービス	ホームヘルパーの人材不足に係る対応について	人材不足は以前から言われていることであり、少子高齢化でますます不足している状況。さらに働き方改革などの影響もあり、ある程度余裕のあるシフト調整を行う必要があるため、対応できる利用者が限られている。小規模事業所では対応が難しい現状がある。特性に応じた多様な利用者に対応できるスキルを持った人材の育成が課題で、引継ぎの為に有益な制度があっても活用できていないと感じる。いつまでも住み慣れた自宅で暮らしたい、を支援したい思いはあるが、技術不足や頻りに変わる制度への知識不足があると認識している。	R1	魅力を発信できる場の情報提供をお願いしたい。特に学校関係などで「訪問介護の意義」について話をする機会があれば福祉についての理解が進むと考える。サービスの質を向上させるためにも、課題の共有を行える場があると良いと考えるが、一人一人が目の前のサービス提供に精一杯になっている現状を変える必要がある。実地研修などで、ご利用者にも協力してもらいながら、ヘルパーを育ててほしい。介護保険や障がい福祉では、根拠となる法律の違いから、訪問介護員の「できる事、できない事」があることを、広く地域の方にもお知らせする必要がある。	【障がい保健福祉課】 良質な人材の確保ができるよう適正な報酬単価の設定について国への働きかけを継続していく。 【介護保険課】 介護人材不足については、介護保険分野においても課題である。そこで介護の魅力を発信する場として、熊本県と共同で毎年11月に介護の日イベントを実施している。また、障がい分野とは適用される法律が違うことから、介護分野での取り組みはあくまでも参考としての例示であるが、介護保険法に定められた介護予防・日常生活支援総合事業により、事業者が生活援助型訪問サービスを実施していることから、熊本市においてはその業務に従事できる人員の養成講座を行い、人材育成を行っている。 【仕事づくり推進室】 左記の課題については、介護業界における慢性的な人手不足が根底にあると考えることから、本市では、介護人材の育成事業を行っている。 《令和2年度事業の状況》 事業名：介護福祉士実務者研修業務委託 予算：3,800千円 受託者：熊本市職業訓練センター 募集期間：R2.6.8～R2.8.31 申込資格：市内在住で休職中の方 必要経費：入学金・受講料、テキスト代全て無料 訓練期間：R2.9.8～R3.3.28(1日7時間程度) 訓練場所：熊本市職業訓練センター 定員15名、訓練生9名 ※訓練終了後には介護業界への就職斡旋あり	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(5)福祉に携わる人材の育成	④介護分野の人材不足への対応	一部実施
		ホームヘルパーの働きやすい職場環境について	働く場がご利用者宅であるホームヘルパーにとって、セクハラやパワハラ、受動喫煙やペットへの対応など、多様化している現状に「基本1対1で密室」で行われるサービスが社会において共有されていないと感じている。台風などの災害時の対応において、例えば高齢分野のデイサービスが事前にサービス提供中止を決定した際には、逆にヘルパーへ訪問依頼が来るなど、突発的にサービスが増加するケースも増えてきている。	R1						

委員提案内容				令和3年1月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度		検討の方向性(委員提案)	編・章・施策の方向性・具体的取組				
移動支援	おでかけICカード移行後の調査結果をふまえたおでかけパス券復活の検討	おでかけICカード移行後の調査報告によると、おでかけパス券(年間2,000千円)利用者の半数以上が年間3,600円以上であり、中には18,000円以上負担をしている利用者が210名もいることがわかった。再検討する必要があるのではないか。	H29	IC化以前の市交通局との契約と、現在の契約の違いを分かりやすく説明していただくとともに、負担軽減の方法を検討していただきたい。 他県などで同様のサービスを行っているのがあれば、調べて資料として出していただきたい。	熊本市優待証(さくらカード)制度について、高齢者や障がいの社会参加の促進等を目的に実施しているが、事業開始から20年以上が経過し、この間、障がい者等を取り巻く状況が大きく変化している。改めて事業の目的や効果、課題を検証し、今後のあり方について検討を行うため、平成30年度に外部有識者を含めた検討会を健康福祉政策課において設置し、おでかけICカード移行により負担が重くなったとの意見への対応についても併せて検討を行った。 現在、検討会の報告書等をもとに庁内全体で検討を行っており、なるべく早い時期に制度の方向性をお示ししたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の円滑な提供	検討中
自立支援協議会の進め方	各領域(障がい児・者就労、地域生活等)や地域ごとの相談支援を通じた個別的課題の共有	本会議では行政側からの政策・制度的な報告事項が主で、各領域の個別課題を協議会で共有して議論する機会が少ない。	R1	各部会で事例検討(困難事例等)を行っているので、地域の多種多様な委員で構成されている本会議に挙げ議論し、合わせて政策的提言につながるような機会とする。	事務局からの説明は最小限にし、委員同士の意見交換に時間をとっており、各部会からだけでなく、障がい者相談支援センターが日頃抱える困難事例などを、様々な立場が集まる本会議の場で協議する時間をとれるよう検討していく。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討
	地域に密着した、より有機的な自立支援協議会の設置運営のあり方	地域課題の抽出、地域のサービス基盤の整備のためには、本会議のみでは、より地域に密着した取組や求められる機能を果たすことが難しい。	R1	地域生活支援拠点として位置づけられる障がい者相談支援センターを中心に、区域ごとの協議会の設置や課題(ニーズ)に応じた委員の追加等、柔軟な運営方法の検討はできないか。	本市には、各区ごとに障がい福祉ネットワーク会議や、地域発達支援ネットワークがあり、様々な立場や関係機関が参加し、地域課題の集約や解決に向けた検討などが行われている。 障がい者相談支援センターの機能強化員との情報共有も行われており、本会議で取り扱うべき地域課題があれば、本会議にあげていただき、その都度検討していきたいと考えている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討

委員提案内容				令和3年1月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度		検討の方向性(委員提案)	編・章・施策の方向性・具体的取組				
自立支援協議会の進め方	各支援機関等の連携体制が障がい当事者及びその家族にとって実質的に役立つものとなっているのかの客観的な評価	「連携」あるいは「ネットワーク」の強化によって、いわゆる「セーフティーネット」の充実が図られ、支援の輪からこぼれる人たちが出ないようにしよう、という取り組み自体は重要だと認識している。だが、一方で、「オールくまもと」という捉え方がかえって、「誰が(どこが)責任を持って、継続した支援を行っていくのか」という「責任の所在」を曖昧にできてしまっているのではないか、という懸念が、障がい当事者や家族の意識の中にはある。支援を求めている人にとっては、あたかも「ワンストップ」で、求める支援が受けられる、という体制を整えることこそ、自立支援には求められるのではないかと考える。	H29	発達障がいについて言えば、発達障がい者支援センターみなわが、これまでの相談事業等の実績を数値的に分析・評価している資料があり、同センターの連絡協議会で報告されているが、分析内容が連携している各機関で有効に活用される機会がない。他の障がいについても、同様の支援機関等が有する分析資料等が活用されていないのではないかと懸念される。そうした資料を「可視化」し、「実質的」に活用させることこそ、自立支援協議会に求められるのではないだろうか。	熊本市では障がい福祉に関する会議や協議体は複数あり、取り扱われる事項も様々であるが、部会や本会議で検討を進める際にそうした別会議での報告資料等が必要な場合は、可能な範囲で提供させていただく。	第2編 第2章 【基本目標 2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討